

介保第 339 号
令和2年 3月19日

高齢者福祉施設の管理者様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた
社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省より社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、学校等の臨時休業及び職員の感染等により職員の確保が困難になった場合等について、要件に該当する場合は、労働基準法第33条第1項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出により、法定の労働時間を延長し、必要な限度において労働させることができる対象となり得る旨通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、労働基準法第33条第1項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出の手続きについて遺漏のないようお願いいたします。

また、万一貴施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、最寄りの保健所に連絡すると共に県介護保険課に対してご連絡くださいますよう重ねてお願いいたします。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--